



最低賃金の年次見直し制度導入

1. 最低賃金の年次見直し制度導入

香港政府は2024年4月30日、法定最低賃金水準を検討する最低賃金委員会の提言を受け入れ、法定最低賃金の見直しについて新制度を導入することを決定しました。これまでは2年に1回、調査や意見聴取などを通じて改定額を検討していましたが、インフレ率と経済成長率を織り込んだ計算式を導入し、毎年見直しを行う方式に改めます。

計算式では、中低所得世帯を対象とする甲類消費者物価指数（甲類CPI、A類CPI）の上昇率と経済成長要素の和が、毎年の最低賃金の上げ幅となります。経済成長要素は、直近1年の実質域内総生産成長率から直近10年の平均成長率を引いた値を5分の1にして算出します。年によっては物価上昇率や成長率がマイナスとなることも想定されますが、最低賃金の引き下げは行わないこととしています。

新制度で最低賃金が定められるのは2026年5月1日からで、次回の2025年5月は従来の制度に基づき決定されます。

2. 移民局の將軍澳への移転について

2024年6月11日から、香港移民局の新しい本部が新界にある將軍澳に移転します。これに伴い、現在稼働している觀塘のオフィスは6月8日に閉鎖となります。觀塘オフィスで香港IDを申請したもののまだ受け取っていない市民については、同じ建物内にある臨時オフィスで受け取ることができるようです。

現在の本部である灣仔のオフィスでは、当面の間、香港IDカードの申請・交換などの一部のサービスが継続されます。香港パスポートに関連するサービスは6月8日が最終日となり、香港パスポートの受け取りができるオフィスは6月11日に中環に設置されます。

3. 二段階標準税率への改定及び課税優遇措置の施行

2024年5月22日に、立法会で2024年所得税（改正）（税制優遇措置及び二段階標準税率）法案が可決されました。2月に行われた政府財政予算案演説に基づく法案可決となり、主な内容は以下の通りです。

- 2024/25年度から、給与所得税に二段階標準税率が導入されます。年間の課税所得500万香港ドルまでは税率15%、500万香港ドルを超える部分に16%の税率が適用されます。
- 2023/24年度の給与所得税及び事業所得税について、3,000香港ドルを上限に免除されます。
- 2024/25年度から、香港内の住宅ローン利子もしくは家賃について、納税者が新生児と6か月以上香港で居住するなど一定の条件を満たした場合、基礎控除額の10万香港ドルに加えて、最大2万香港ドルまでの追加控除が認められます。

フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台北・台中・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口（YAMAGUCHI）日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。